

芸術銀河・動画配信スタートアップ支援事業補助金 「トモシビ+（プラス）」募集要項

1 補助金の目的と概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、音楽コンサート及び演劇公演（以下「公演等」という。）といった公演活動は、中止や延期、収容人数の制限などが続く中、作品の動画をインターネットで有料配信するなど、様々な工夫が試みられています。

みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会は、こうした活動を後押しし、県内における公演活動の新しい収益確保手段及び新しい鑑賞スタイルのモデルケースを県民に提示することを目的として、県内で活動する文化芸術団体及び芸術家（以下「文化芸術団体等」という。）が、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じた上で公演等を開催するとともに、公演映像の撮影・配信を行う一連の取組を募集し、審査の上、補助を行います。

2 対象となる方

以下の要件全てに合致する方が対象となります。

- ア 宮城県内に活動の本拠を置く文化芸術団体等であること
- イ 宮城県内において、過去3年以内に、不特定多数の観客に対し対価を得て公演等を行った活動歴があること
- ウ 団体の場合、代表者及び所在地が明らかであること
- エ 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと
- オ 宗教活動や政治活動を目的とした団体又は事業者等ではないこと

3 対象となる事業

令和3年3月31日までに開催される音楽コンサート又は演劇公演（以下、「公演等」という。）のうち、以下の要件全てに合致するものが対象となります。

- ア 映像を撮影し、視聴料等の対価を得て配信を行うこと
- イ 映像の撮影及び配信は、原則として外部への委託によること
- ウ 新型コロナウイルス感染症対策、公衆衛生及び災害危険防止等の安全対策が十分に講じられていること（国、地方公共団体及び業界団体が公開している各種通知やガイドライン等を遵守していること）
- エ 事業の収支計画が適切であり、事業完了後に収支決算の状況を公開することに同意できるもの

〈注〉以下に該当する公演又及び映像配信は、対象となりません。

- 1 特定企業の宣伝広報、又は政治的若しくは宗教的な普及宣伝等を目的とする内容
- 2 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等、公序良俗に反する内容
- 3 映像配信に際し、映像の切替等が行われないもの（定点カメラ1台で撮影されたもの等）

4 交付額及び採択件数

25万円を上限とし、8件程度の採択を予定しています。

交付額は、事業の予算及び補助対象経費の範囲内において審査のうえで決定します。

そのため、申請された金額よりも、交付額が少なくなる場合や、採択件数が予定に満たない場合があります。

なお、1千円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てた額を補助金の額とします。

5 補助の対象となる経費

対象経費は、事業終了後の実績報告時に、支払い関係書類の写し（請求書、契約書、領収書、請求書及び金融機関利用明細書等）を提出していただきます。書類の添付がない場合は、対象経費として認められません。

費目	内容	留意事項
報償費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、出演料等	申請する公演活動に関する見積書だけではなく、過去の実績や同規模の公演における実績額も確認の上、金額の妥当性を審査しますので、それらがわかる資料を提出して下さい。
旅費	ゲネプロ、本番に係る旅費	実費を基本とします。
需用費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費等	
役務費	通信運搬費、広告料、振込手数料、保険料など	
委託料	撮影等、外部への業務の一部委託に要する費用など	
使用料	会場使用料、高速道路通行料など	
賃借料	機材等の賃借料など	
備品購入費	活動にかかわる備品など	

〈注〉以下に該当する経費は、補助対象経費とはなりません。

- 1 事務運営管理に関する経費、行政機関に支払う手数料（印紙代等）
- 2 旅費（交通費、宿泊費）は、感染拡大防止の観点から、県外からの人の出入りに係る経費等を対象外とします。
- 3 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費（交際費、飲食経費等）
- 4 その他、その性質に照らして補助補助対象とすることが不適切な経費

6 申請から補助金交付までの流れ

① 応募受付期間

令和3年1月4日（月）～ 令和3年1月18日（月）17：00 必着

② 申請

申請書類一式（8を参照）について、申請方法（9を参照）を確認のうえ、申請受付事務局（11を参照）へ提出してください。

③ 審査

提出された書類を基に、実行委員会が設置する選考委員会で審査し、交付の可否と交付予定額を決定の上、1月下旬に結果を通知します。

なお、審査内容についてのお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

● 評価項目

- (1) 本募集要項2及び3を満たしているか
- (2) 実現可能な企画となっているか
- (3) 公演及び動画配信の内容が具体的でわかりやすく記載されているか
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を適切に講じているか
- (5) 収益確保のための工夫が講じられているか

④ 公演の実施、映像制作、配信

⑤ 精算、補助金の交付

事業完了日から起算して30日を経過した日、または令和3年4月20日（火）のいずれか早い日までに提出いただく活動報告書、収支決算書等をもとに精算を行い、交付額を確定し、交付します。

【注意事項】

- 申請に要する経費は、申請者の負担とします。また、提出書類は返却しません。
- 交付決定後であっても、補助条件に違反したとき、当初申請からの大幅な内容変更等、実行委員会が補助対象としてふさわしくないと判断した場合は、決定の取消し、交付額の減額を命じることがあります。
- 活動に関する支出の決算額が、交付予定額に満たないときは、その満たない額を減じます。

7 動画配信の注意点等

ア 配信に使用する動画配信サイトが、実行委員会ホームページからのリンク先として不適当と認める場合は、配信サイトを変更していただく場合があります。

イ 配信に際しては、動画配信サイトのサービス規約に違反することや、著作権法へのサイトのサービス規約に違反することや、著作権法への抵触など法令違反のないよう、申請する個人または団体の責任において、十分な確認を行ったうえで実施してください。

ウ 動画を投稿する際は、動画タイトルに「トモシビ+」の表記を入れてください（動画名本体の前でも後でも構いません）。

8 申請書類

- 交付申請書（様式は「11（様式は「11 問い合わせ先」に記載のホームページから入手して下さい）
- 事業計画書（同上）、収支計画書（同上）、団体概要書（同上）
- 新型コロナウイルス感染症対策が確認できる資料
- 本募集要項2イに該当することを確認できる資料

9 申請方法

電子メール、郵送にて提出ください。

各提出先は「11 問い合わせ先（申請受付事務局）」のとおりです。

(1) 電子メールによる提出

- 1月18日（月）17時までに送信を完了してください。
- メールのタイトルは「みやぎ芸術銀河・新型コロナウイルス対策モデル事業補助金の申請」と記載ください。
- メールの受信容量の上限はメールの受信容量の上限は10MBになります。これを超える場合は、複数に分けてメールを送付ください。
- 申請メールを受信したときは、翌日17時までに申請を受領した旨をメールで連絡します。確認メールが届かない場合は、恐れ入りますが、翌々日までに電話連絡をお願いします。

(2) 郵送による提出

- 令和3年1月18日（月）必着
- 封筒の裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。
- 受領の連絡はいたしません。

10 事業実施スケジュール

項目	日程
募集期間	令和3年1月4日（月）から1月18日（月）午後5時まで
交付決定	令和3年1月下旬
事業実施	交付決定日から令和3年3月31日（水）まで
実績報告	事業完了日から起算して30日を経過した日、 又は令和3年4月20日（火）のいずれか早い日まで

11 問い合わせ先（申請受付事務局）

- 宮城県 環境生活部 消費生活・文化課 内
みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会事務局
- 住所：〒980-8570
仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県行政庁舎 13階
- 電話：022-211-2527
- HP（申請書等のダウンロード）
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/bunka-live-plus.html>